

平成28年度第1回
札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：平成28年9月15日（木）午後1時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 16階 第1特別委員会会議室

1. 開 会

○事務局（柏原子ども企画課長） 定刻となりましたので、平成28年度第1回札幌市子ども・子育て会議を開催いたします。

私は、事務局でございます子ども企画課長の柏原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況と会議の資料につきまして、ご確認をさせていただきます。

まず、本日の出欠でございますが、枝村委員、梶井委員、加藤委員、平野委員、山田委員、三井委員よりご欠席のご連絡をいただいているところでございます。

なお、委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。

札幌市PTA協議会理事の中井由紀子委員が退任いたしまして、後任といたしまして安藤慎也様が、それから、北海道警察本部少年課少年サポートセンター所長の千葉樹根夫委員が退任をいたしまして、後任といたしまして桃野秀之様が新たに委員に加わることになり、本日、ご出席をいただいております。なお、公募で委員となられました城岡英司委員につきましては退任の申し出がございました。

よって、本日の参加委員は、24名ということでございます。

続きまして、会議資料の確認をさせていただきます。

大変申しわけございませんが、委員の皆様へ資料を事前にお送りした後に、議事に追加が生じました。机上当りでございますが、次第、資料2-3、資料5-1と5-2、資料6、当日資料を配付させていただきました。

まず、次第と資料2-3は若干の修正があり、本日お配りしたものを使用させていただきます。次に、資料5の関係は、事前にお送りしておりました資料5-1、5-2、5-3は使用せずに、本日お配りいたしました資料5-1と5-2の資料を使用いたします。最後に、資料6、当日資料は新たにお配りしたものでございます。修正が多く大変申しわけございません。

資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、ここからは金子会長に議事の進行をお願いいたします。

2. 議 事

○金子委員 金子でございます。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

子育ての問題は、依然として、国策としても、それから札幌としても非常に重要な課題になり続けておりました。皆様方のお手元にある資料の7ページを拝見いたしますと、政令指定都市の中で合計特殊出生率の平成26年の一番新しい数字が出ておりますが、かなり低いです。ほかと比べて最下位であるということも含めまして、依然として大きな課題

を我々に投げかけている中で、札幌における子ども未来のことを考えていこうという会議でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議事に入ります前に、先ほど事務局からご紹介がありました新任の委員がお2人おります。

まず、札幌市PTA協議会理事の安藤委員に簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安藤委員 こんにちは。札幌市PTA協議会の理事をしております安藤と申します。

皆様にいろいろとご指導をいただきながらということになると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○金子会長 ありがとうございます。

引き続きまして、北海道警察本部少年課少年サポートセンター所長の桃野委員に自己紹介をお願いいたします。

○桃野委員 ただいまご紹介いただきました少年サポートセンターの桃野と申します。

今年度から委嘱を受けまして、私も警察官は残すところあと1年半ということで、最後の任になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

○金子会長 ありがとうございます。

それでは、議事の進行に移ります。

初めに、(1)新・さっぽろ子ども未来プラン平成27年度実施状況については、二つの案件がございますが、いずれも平成27年3月に策定しました新・さっぽろ子ども未来プランの初年度の状況報告になりますので、①具体的な施策の進捗状況について、②札幌市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、両方を一緒に事務局からご説明願います。

○事務局（柏原子ども企画課長） 子ども企画課長の柏原でございます。

まず、私から、資料2-1を使いまして、新・さっぽろ子ども未来プランの平成27年度の実施状況報告をさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして2ページ上段をご覧ください。

このプランは、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例に基づく子どもの権利に関する推進計画でございまして、次世代育成支援対策推進法で策定を義務づけられております市町村の行動計画でもございます。さらに、子ども・若者育成支援推進法に基づきます市町村子ども・若者計画、児童福祉法に基づきます市町村整備計画も含んでいるものでございます。

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間としており、この実施状況につきましては、市役所内の部長級の会議である札幌市子どもの権利総合推進本部会議のほか、本日の子ども・子育て会議を経まして、市民に公表することになってございます。

このプランですが、1ページ目にもお示しをしておりますが、四つの基本目標を定めており、事業の点検評価に当たりましては、PDCAサイクルの実効性を高めるために、個

別の取組や事業の進捗状況に加えまして、あらかじめ成果指標を設定しております。

個別事業の実施状況につきましては、資料2-2としてお渡ししてございますが、本日は、時間の都合もございまして、資料2-1によりご説明をさせていただきます。

まず、成果指標の状況についてでございます。

当プランでは、計画全体及び基本目標ごとに成果指標を設定しており、市民アンケートであります指標達成度調査などの結果により、計画全体を点検、評価しております。

2ページ目の中ほどでございますが、全体の成果指標でございます。

二つございまして、自分のことが好きだと思う子どもの割合は、平成27年度は63.1%で、26年度と比較をしましても同じ割合でございます。また、二つ目の子どもを産み育てやすい環境だと思う人の割合は、27年度は55.9%と26年度の59.8%と比べますと3.9ポイント低下している状況でございます。特に、子どもを産み育てやすい環境だと思う人の割合に関しましては、この前の計画でございますが、さっぽろ子ども未来プラン後期計画の現状値、平成20年度と比較しますと、このときは46.4%という数字でございまして、さすがにそれと比較しますと上昇してきているところではございますが、平成26年度、平成27年度の比較ということで申しますと、残念ながら低下している状況でございます。

この要因に関しましては、子育てに対する要望の声が全国的に高まった影響もあったのではないかと考えているところでございます。この数値のもととなったアンケート結果を分析しますと、特に20代の方が「あまりそう思わない」という割合が非常に高くなっており、30代、40代と年代が上がるにつれてその割合が減少していくという傾向がございました。

こうしたことから、厳しい財政状況の中におきましても、子育て世帯の中心となる20代、30代をターゲットとして、より一層、安心して子どもを産み育てられる環境や、子どもが健やかに育つ環境を総合的に整備していく必要があると評価しているところでございます。

3ページ以降につきましては、基本目標1から4までの成果指標に関して記載してございます。

基本目標1では、いずれも子どもであります。子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境だと思う人の割合と、子どもの権利が守られていると思う人の割合が、平成31年度の目標値の65%を上回っております。さまざまな体験型の活動機会の提供が評価されていることや、子どもの権利に関する広報普及活動、理解促進のための活動が一定の成果を上げてきているものと考えております。

次に、基本目標2では、三つ目の妊娠・出産や子育ての悩みについて相談相手や情報収集手段があり、相談等により不安や負担が軽減されている人の割合は、既に目標値を上回っております。一方、仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合及び希望に応じた保育サービスを利用することができた人の割合につきましては、平成26年度の数値を下回

っております。これにつきましては、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの推進や、待機児童解消のための各種保育サービスの充実を図っているところでございますが、ワーク・ライフ・バランスに関しましては、市内企業における認知度がまだまだ低いこと、保育サービスに関しましては国定義の待機児童は減少しておりますが、広義の待機児童が依然として一定程度存在することなどから、これらの取組を継続していく必要があると考えております。

次に、4 ページ目の基本目標 3 では、難しいことでも失敗を恐れないで挑戦している子どもの割合は、平成 26 年度と比較して上昇しておりますが、困難を有する若者が自立に向けて支援機関を利用し、職業訓練への参加や進路決定をした割合につきましては、1.3 ポイントの低下となっております。困難を有する若者に対しましては、17 ページにも具体的な記載をさせていただいておりますが、若者支援総合センターで企業開拓員が常駐いたしまして、職業体験などの社会体験の機会を提供する協力企業を開拓いたしまして、若者と企業のマッチングを行うという事業を実施しておりますが、引き続き、こうした事業に注力をしてまいりたいと考えております。

次に、基本目標 4 でございますが、市内社会的養護体制における家庭的養育環境は、目標値を上回るほど高い伸びを示しております。また、今後の生活に不安のある母子家庭、父子家庭の割合についても、現状値より数値が好転しております。一方、障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合については、目標値と比較して低い値となっております。昨年度、障がいのある子どもなどに対してより適切かつ質の高い医療、福祉支援を多角的に提供することを目指す複合施設といたしまして、子ども発達支援総合センターが開設されておりますが、引き続き関係機関や地域住民と連携しまして、効果的な各種サービスの提供体制を整えていく必要があると考えております。

最後に、点検、評価内容の反映についてでございますが、当プランは残り 4 年間ございます。今回の点検評価を踏まえまして特に成果指標の結果の低かった施策につきましては、この新・さっぽろ子ども未来プランでしっかりと実施していくということに加えて、札幌市の中期実施計画でもございます、まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2015 の関連事業につきましても着実に実施してまいりたいと考えております。

資料 2-1 の説明は以上でございます。

続きまして、資料 2-3 でございます。

こちらは、新・さっぽろ子ども未来プラン、本書でいうと第 5 章に定めておりますが、札幌市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況につきましてご説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1 ページ目の冒頭の「はじめに」をご覧ください。

この計画は、子ども・子育て支援法により、各市町村に作成が義務づけられているものでございまして、教育や保育、それから子育て支援事業等の需給に係る 5 カ年計画となっております。札幌市はこの計画を平成 26 年度に策定しましたが、その策定段階において計画に盛り込む教育、保育サービスがどれだけ必要とされているのかに関する見込みであ

りますニーズ量を算出するため、国の手引等に基づきまして、市民に対するニーズ調査を実施しました。

「はじめに」で言うところの黒点の四つ目ですが、国は計画の進捗状況の確認を各年度で行うこと、それから、ニーズ量等が当初の計画内容から大きく変動した場合等は、必要に応じて5カ年計画の中間年度を目安として計画の見直しを行うことなどを求めています。今回の報告は、こうした定めに基づき行うものでございます。

では、1ページ目の中ほどでございますが、教育及び保育分野に関するご報告でございます。

1の(1)に保育分野の状況を示してございます。そちらの①にニーズ量の状況を記載しておりますが、表の右側の差の数字のとおり、今年4月時点で既に計画値を上回るニーズ量が発生しております。要因としましては、前回、市民アンケートを実施しました平成25年度時点での想定を上回る形で市民ニーズが増大しているものと推察されます。

以上の状況を踏まえた当面の対策としましては、市民アンケートを再度実施し、ニーズ量を把握した上で、それに対応した供給量の拡大を行う必要性の有無を含め、計画の中間年度の見直しを検討してまいりたいと考えております。市民アンケート、ニーズ調査の実施内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

次に、1ページおめくりいただきまして、2ページ目上段の②で、施設・事業者により提供されます見込み量である保育の供給量をお示ししております。

計画開始時である平成27年度当初において、認可外保育施設の認可施設への移行が進まないことなどにより、供給量が計画値を大きく下回ったことから、保育所等の新設などにより、平成27年度中に計画をしておりました整備量を上回って1,200人以上の保育定員の増を図りましたが、まだ平成28年度の計画値には達していない状況となっております。

札幌市といたしましては、引き続き、保育ニーズがある地域において主体的に供給量を確保すべく、認可保育所の新規整備を行う等を検討しております。

また、必要に応じまして、これは新・さっぽろ子ども未来プランの本書の90ページにも記載させていただいておりますが、供給量の確保に関する考え方をお示ししております。その見直しにつきましても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2ページ目の中ほどの(2)教育分野の状況でございます。

こちらは、結論といたしましては、①のニーズ量は計画値の範囲内におさまっており、また、②の供給量はほぼ計画値並みの実績となっております。つまり、幼稚園等の教育分野におきましては、ほぼ計画の想定範囲で実績が出ており、原則として教育分野を利用したい方は利用できる状況となっております。

教育・保育分野における進捗状況については以上でございます。

なお、保育分野において先ほどご説明をいたしましたが、既にニーズ量の実績が計画値を上回って発生している状況を踏まえまして、市民アンケート調査、ニーズ調査を再度実

施したいと考えております。その実施の内容につきましては、次の3ページ目の項目2にお示しさせていただいております。

まず、①の実施の概要についてですが、調査項目をほぼ保育分野に絞った上で、調査対象人数や、ニーズ量算出方法は、前回、平成25年度調査時と同様の調査を実施予定としております。

また、事業計画の見直しを行うとした場合のスケジュールにつきましては、②にお示しをしておりますが、調査結果の概要につきましては、次回の会議でお示しさせていただく予定としておりまして、見直し計画につきましては今年度中に極力内容を定めたいと考えております。

続きまして、3ページ目の中ほどですが、平成27年度の地域子ども・子育て支援事業分野における需給計画につきましてご説明させていただきます。

地域子ども・子育て支援事業につきましては、子ども・子育て支援法においては13の事業が定められておりますが、新・さっぽろ子ども未来プランにおきましては11の事業のみを記載しております。その記載をされていない二つの事業につきましては、「国の動向を踏まえながら、事業の実施に向けて検討」としてございましたけれども、この二つの事業につきましても、事業内容と実施状況をそれぞれご報告させていただきます。なじみの深い内容ではございませんので、その記載内容を読み上げさせていただきます。

3ページ目の下ほどでございますが、まず、一つ目として、多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業でございますが、この事業は、新たに認可施設に参入する教育・保育施設等の事業者に対しまして事業運営が軌道に乗るまでの間、事業運営上の相談、助言等を行うものでございまして、実施状況は、平成27年度が実施初年度でございまして、新たに認可施設に参入した77施設全てに対して相談、助言等の支援を実施いたしました。

次に、②の実費徴収に係る補足給付を行う事業についてでございますが、これは、生活保護世帯に係る副食材料費や文房具などの購入、遠足等の行事参加費などに関する実費徴収額を補助する事業でございまして、平成28年度から開始しているところでございます。

新・さっぽろ子ども未来プランに記載されていない二つの事業の実施状況は、以上のとおりでございます。

最後に、おめくりをいただきまして、4ページ目の(2)です。

新・さっぽろ子ども未来プランに記載されている各種事業の需給状況についてでございます。4ページ目にはニーズ量を記載しており、5ページ目には供給量ということで対比ができる形でお示しさせていただいております。

まず、4ページ目のニーズ量のところをご覧ください。

表の右側にC欄がございまして、実績値と計画値の差をお示ししており、その差が発生している理由につきましては、一番右端の欄においてア、イ、ウの3類型にまとめてご説明をしております。

ア、イ、ウの3種類の説明は表の下にも記載しておりますが、まず、アについてですが、これは端的に申し上げますと計画策定時のニーズが実態より多めに見積もられているものとなり、それにより差が生じている形でございます。例えば、2番目の時間外保育事業です。これは延長保育のことですが、これを利用する人は、毎日利用する方ばかりではなく、人によっては隔日であったり、たまにであったりと実際の利用形態はさまざまでございます。計画値として計上しているニーズ量は、原則として国から示された手引等に基づき算出しているものでございますが、この算出方法は、ほぼ毎日利用するということが前提に構築されておりますことから、ここで実態との差が生じているものと思われま

次に、イですが、これは10番目、11番目、12番目の3事業が該当しております。

例えば、10番目の乳児家庭全戸訪問事業でございますが、これは生後4カ月までの乳児のいる全てのご家庭を訪問しまして、子育てについての相談に応じ助言、指導を行う事業でございます。

こちらの計画値は、出生数の予測数でございますが、実績値としては、それをやや上回った、予想より少し多い出生数となったことから差が生じているものでございます。こちらの事業は、そのニーズ量の多少にかかわらず実態に合わせて全ての利用対象者にサービスを供給しておりますので、計画値が増減してもサービスは対象者全てに実施されておりますことから特段の対応は必要ないというものでございます。

次に、ウでございますが、これはイと異なりまして、ニーズ量イコール供給量となるものではありませんが、利用希望者は全て利用できているということで、結論としてはイと同様の形となっているところでございます。

次に、5ページ目ですが、供給量を記載しております。

今ご説明した4ページ目の表と同様でございますが、表の右側のFという欄で実績値と計画値の差をお示ししており、その差が発生している理由につきましては、一番右側の欄におきましてエ、オ、カの3類型にまとめて説明しております。このエ、オ、カは、いずれも表の下に同じように内容を記載しておりますが、簡潔に申し上げますと、エは、計画どおり供給量は確保できていないものの、ニーズを上回る供給はできている事業でございます。オは、計画を上回る供給量を確保し、かつニーズも上回っている事業でございます。カにつきましては、実際のニーズ量の同量の供給をしている事業でございます。いずれも、原則として供給体制としては整っている状況でございます。

長くなりましたが、以上で札幌市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況についての説明を終了させていただきます。

○金子会長 ありがとうございます。

それではまず、資料2-1に関してのご意見、ご質問を頂戴したいと思います。ニーズ量の調査をもとにして、前年度と今年度の増減、目標値に対しての達成度合い、未達成度合いを中心にしたご説明でありましたが、いかがでしょうか。

資料2-1につきまして、よろしいでしょうか。

○岡田委員 岡田です。よろしくお願いします。

資料2-1の11ページのワーク・ライフ・バランスのところですが、子どもを預かる保育所が増えたり、預かる時間が増えたり、休日の子どもの預かりが拡大していったりと、今、子どもを預かるところを増やそうとしている一方で、子どもを預かってもらえると、親が仕事を休まなくても子どもを預けることができると逆行しているというか、反対のことになっていくと思うのです。ワーク・ライフ・バランス認証企業の中で、実際にどれだけの数の方たちが産休をとったり育児休暇をとったり、子どもが病気のときに仕事を休んだり早退したりと活用できているかという数字は出ているのか、そこを聞きたいと思います。

○金子会長 数字の確認ですね。いかがですか。

○事務局（柏原子ども企画課長） ワーク・ライフ・バランスを所管しております子ども企画課でございます。

今のご質問でございますが、実は、ワーク・ライフ・バランス認証企業の中にも段階がステップ1からステップ3までの3段階がございまして、今言われたように、割とフレキシブルなお休みという部分は、ステップ3まで行かないとなかなかそうした実態はないという状況です。企業511社のうち大体2割ぐらいがステップ3までは行っているのですが、ステップ3の中身も、就業規則がさまざまございますので、正直に申し上げて、具体的にどういう企業が何社という数値は、今、手元にない状況です。

○岡田委員 ありがとうございます。

実際に制度としてあっても使われないと、なかなか難しいところがあるので、それをうまく活用したり、お父さん、お母さんたちが使えるような制度になっていっていただけるといいなと思いますし、使えるようなものになるような何か動きができてきたらいいなと思っております。

○金子会長 ありがとうございます。

それでは、秦委員、お願いします。

○秦委員 資料2-1の全体の成果目標の中でポイントが下がっている子どもを産み育てやすい環境だと思ふ人の割合ですが、これは平成31年には75%までの目標値を設定しているのですが、これはそもそも目標値の設定値が高過ぎるのではないかという気がしています。この辺の根拠を聞きたいです。

それから、3ページに基本目標2の成果指標の中で、希望に応じた保育サービスを利用することができた人というのもマイナスになっています。そういう意味で言うと、思ったように子どもを預けて働くというところに希望がかなっていない方が非常に多いと私の中では感じました。

それに付随して、資料2-3の2ページの供給量のところで、達成できていないところですね。認可外保育園の認可施設への移行がなかなかうまく進まなかったということと、今後の対策で認可保育園の新規整備等について供給量を増加させていくことを検討すると

あるのですが、認可保育園の新規整備というのは具体的にどういうことなのでしょうか。

例えば、新しい保育園をどんどんつくっていくのか、それとも既存の保育園の定員を少しずつ増やしていくのか、そのほかの方法なのか、さらに言うと、認可外保育園というのは、認可保育園が行っていないサービスの補完的なところを補っているところもあるので、これが一律に認可的なサービスになっていったときに、本当に必要なサービスを得られない人が出てくるということが起きないかということについて、あわせてまとめてご回答いただければと思います。

○金子会長 幾つかありますが、目標値が高過ぎるのではないかと、その根拠は何なのかという質問がございました。いかがでしょうか。

○事務局（柏原子ども企画課長） 数値の問題ということで、全体指標と保育の部分というご質問でございます。指標につきましては、この前の段階での子ども子育て会議でもお諮りさせていただいているところがございますが、毎年2.5から3%ずつ向上させていくという目標を設定しております。結局、ずっと右肩上がりできていた中で、残念ながら昨年度については落ちたということで、結果として75%との乖離はございますが、ここは、いろいろな保育サービスの充実等を含めて、あと4年ございますので、何とか目標値に達成できるように邁進してまいりたいと考えているところでございます。

○金子会長 もう一つは、資料2-3に入っている質問ですね。

○事務局（渡邊保育推進担当課長） 資料2-3のご質問について保育推進担当課の渡邊からお伝えします。

まず、認可保育所等の新規整備とは何かということですが、今、委員がご指摘をされた認可保育所の新設、まさしく新たに認可保育所をつくるということのほか、定員増もそうですが、そういうことを言っております。

それから、認可外保育所についてのご質問ですが、確かに、認可外保育所が深夜の保育など多様なニーズにお応えしているということは私どもも認識しております。ただ、このプラン上、認可事業ということで供給量をカウントしなければならないということがありまして、ここにあらわれてくる数字はそのようになっているということです。さまざまな保育ニーズにつきましては、保育所ばかりではなく、その他のいろいろなサービスで提供していきたい、そういったニーズにお応えしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

今の段階で、資料2-1についてはほかにもございませんか。

柴田委員、お願いします。

○柴田委員 委員の柴田でございます。

本誌の2ページで、先ほど秦委員からもご質問があったと思うのですが、2の子どもを産み育てやすい環境だと思ふ人の割合で、一番問題なのは、20代、30代の人があると思わないと、現役の人たちの割合が非常に低いということに対する行政の方はどうお考えな

のか。これは、私としてはゆゆしき問題だと思っています。これが反対だといいいのですが、現役の20代、30代がそう思わないということに対する認識がどうなのかということをお伺いしたいです。

また、今回の子ども・子育て会議に先立ちまして、ホームページで出生率を見たら、区ごとに出ています。出生率の高いところで教育・保育のところを見ますと、自然、公園、保育園、幼稚園、病院、学校というのが非常に恵まれていると。反対に出生率の低い区は、そこら辺の不備が目立っているということで、札幌市全体として見るとこの数字ですが、それぞれの区でかなり差があることがわかりました。それを何とか平均にしていきたいと思っています。

今言ったことの子どもを産み育てやすい環境だと思う人の割合のところ、次の4ページの3です。困難を有する若者が自立に向けて支援機関を利用し、職業訓練への参加や進路決定をした割合というところがマイナス1.3ポイントになっております。これは、やはり若者の問題で、若者が札幌市の未来に希望を持って生活していけるように留意していただきたいのです。20代、30代の若者のニーズについて、特に留意していただきたいと思います。

○事務局（柏原子ども企画課長） 全体指標の二つ目のところで、説明でもお話をしましたが、1,600人から回答を得た中で、20代、30代であまりそう思わないというのが一番多いのは事実ですが、そこに具体的になぜかというところまでの設問がないので、さすがに具体的な理由までは追えていませんが、自分の身に置きかえたときにそういうサービスが受けられていないという実感があるということだと受けとめる必要があります。そこは、先ほどもお話をしましたが、保育サービスの提供だけではなく、子育て施策全般を通じた中で、そういうところにも響くような施策を、今後、実施してまいりたいと考えているところでございます。

○金子会長 もう一つ質問がありましたね。若者の問題についてはいかがですか。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の渡辺でございます。

困難を有する若者が自立に向けて支援機関を利用し、職業訓練等への参加や進路を決定した割合でございますが、この数値が平成26年度から比べてマイナス1.3ポイントという状況でございます。これにつきましては、若者支援総合センターとジョブカフェ北海道という二つの機関における若者の総合相談件数や新規の登録者数、これに対して職業が決定した者、あるいは進路が決定した者の割合を示した数字で43.3%となっております。最近、経済情勢が好転しているということはございますが、最終的に進路がすぐに決定するというわけではなく、ある程度の期間を要するということから、このような数字になっていると考えられるということです。

いずれにしても、これらの機関におきましては、若者に寄り添った形で相談に対応して、なるべく進路決定につなげていけるように、なお働きかけて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○金子会長 ありがとうございます。

大久保委員、どうぞ。

○大久保委員 教えていただきたいことがあります。

資料2-1の18ページの基本目標4の配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実の真ん中辺に校内における子どもの支援体制の充実というところがありますが、そこで一つ教えていただきたいのは、新しく肢体不自由児の子どもたちに対する介助アシスタントが配置されたということですが、この利用実績を知りたいのです。例えば、どのぐらいの学校で、どのぐらいのお子さんたちの実績があるかというのが一つです。もう一つは、その下のほうに、支援対象児童生徒数が予想外なのか、非常に大幅に増えているということがありますが、これは何か要因があるのかについて教えてください。よろしく願います。

○金子会長 事務局から願います。

○事務局（仙波教育推進課長） 教育推進課長の仙波と申します。

18ページのものについてお答えをさせていただきます。

まず、介助アシスタントですが、もともとの制度の学びのサポーターをご存じない方もいらっしゃると思いますので、簡単にご説明いたします。普通の教室に通っているのですが、ちょっと学習障がいがあったり、もしくは何かのお手伝いをしたり、例えば読み書きがちょっと苦手な部分を補足したりという形で、学習のサポート的に入るボランティアを募集し、学校に必要な都度、その子どものアシストに入るという制度です。

現在、こちらを利用されている学校数は209ということで、ほとんどの学校で利用しておりますが、平成26年度までは1,000人前後の利用でした。制度が始まって6年ぐらいになるのですが、毎年、徐々に徐々に増えております。そして、27年度に1,500人ということで一番のピークに達しております。28年度についても、こちらに数字は出ておりませんが、大体1,500人前後で落ちついたという状況になっております。

こちらの1人当たりの利用時間数がちょっと減っているように見えるのですが、平成26年度の1,200人に対して27年度は1,500人ということで、300人増加したということがございましてこのような時間になっておりますが、全体の利用時間数としては、小学校203校全体の数としては増加しているということでございますし、今後も約2年かけてもう少し利用時間を増やしてほしいという要望がございまして、利用を増やすという状況になっております。

質問の介助アシスタントですが、平成27年度までは学習サポートが中心だったのですが、実は、増えてきた300人の中には、学習ではなく、休み時間の移動のお手伝いだけでいいという子どもたちが結構含まれておりました。ですので、学習サポートが目的ではなく、その介助目的、移動のサポートを専門にした介助アシスタントを別に設けて配置している状況です。利用実績としては、小学校で大体60人ぐらいがサポーターとして入ってきている状況です。

○金子会長 ありがとうございます。

それでは、時間の関係もありますので、資料2-1と2-3についてのご意見、ご質問はこれで終了させていただきたいと思いますが、全体として事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子会長 どうもありがとうございます。

それでは、引き続きまして、議事(2)児童虐待による死亡事例に係る検証報告についてのご説明をいただきます。

○事務局(柏原子ども企画課長) 資料3でございますが、こちらも子ども企画課からご説明をさせていただきます。

既に1月の子ども・子育て会議でもご報告をさせていただいており、昨年9月に起きた児童の死亡案件を受けまして、そのときは児童福祉部会にその検証をお願いするという事と、その具体的な検証に当たっては検証ワーキンググループをつくるということ、それから、検証を進める中で平成28年度中に報告書の取りまとめを行うというところまでにご報告をさせていただいておりました。

そして、つい2日前でございますが、検証報告書を取りまとめ、市長への手交並びに議会への報告を終えたところでございます。

今回の取りまとめに当たりましては、児童福祉部会の委員の方、とりわけワーキンググループにご参加をいただきました松本副会長、高橋委員、臨時委員という形で品川委員にもご参加をいただきましたので、この場を借りましてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

その取りまとまりました内容について、概要版と本書という形でお配りしておりますが、本日は、時間の関係もございますので、概要版に基づきましてご説明させていただきたいと思います。

まず、1番目の検証体制です。

ここはおさらいでございますが、児童虐待の防止に関する法律というものがございまして、その中で、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例につきましては、地方公共団体に分析等の責務があると規定されておまして、今回、検証ワーキング等々を含め、児童福祉部会に検証をお願いしたところでございます。

2の事例の概要でございますが、これは昨年9月17日でございますが、自宅で長男――以下、本児と言いますが、養父から腹部を殴られまして、出血性ショックで死なせたということでございます。養父は、昨年10月9日に傷害致死罪で札幌地裁に起訴されまして、既に懲役8年という刑が確定しているところでございます。

次に、家族構成ですが、図にお示しをしており、実母、養父、本児及び異父妹の4人家族でございます。

次に、4の事例の経過ですが、今回の報告書では、事案の支援経過におけるポイントと

がわかりまして、保健センターでは、平成27年6月に、改めてこの世帯を支援の対象という形で位置づけました。しかし、保健センターは、実母に連絡をしても連絡がとれないまま、児童相談所からの連絡があるまで具体的な動きがなく、その結果、家族の孤立が継続した点も課題であるというご指摘をいただいております。

続きまして、第4期といたしまして、平成27年8月31日から同年9月17日までの期間ですが、本児が疾病で入院し、病院から虐待通告があった以降の時期となります。本児が入院している病院から、9月1日、児童相談所に対しまして、幾つかのあざがあることなどから、養父からの虐待疑いがあると通告がなされました。同日、児童相談所では、本児の情報を得るため、保健センターに電話をしましたが、この際、保健センターでは、継続支援の対象家族ではあるが、支援できていないという理解であったのに対しまして、児童相談所では継続支援の対象家族ではないと把握されたという行き違いがございました。

9月3日、児童相談所は、病院において、主治医、本児、実母と面談を実施し、さまざまな情報を収集しております。9月4日には、本児が以前通っていた保育所から連絡がございまして、実母のネグレクト疑いや本児の発達の遅れなどについて聞き取りを行っております。9月8日、これまで聞き取りができていなかった養父との面談を行いまして、実母の育児能力の不足や精神的な不安定さなどについて聞き取りを行っております。

児童相談所は、これらの情報を踏まえまして、虐待疑いは依然として残るものの、明白とは言えず、今後も児童相談所が継続的にかかわっていくハイリスク世帯と捉えております。その上で、病院が治療で継続的にかかわっていく予定であること、養父と実母が児童相談所との関わりを希望していることを理由といたしまして、一時保護処分ではなく、児童相談所と保健センターで連携して見守っていくことといたしました。本児は、9月14日に退院をいたしましたが、翌15日に母方親族から保健センターと児童相談所に対して養父の本児への関わりや本児の発達について心配があるとの電話連絡があり、9月17日に保健センターで面談する予定となっております。そうした折、本児は、9月17日、養父からの暴力により死亡をしております。

この第4期における課題でございますが、1点目としては、9月1日の時点における児童相談所と保健センターとの情報のやり取りに行き違いがあり、この点が以後の初期アセスメントに影響を与えたのではないかとご指摘をいただいております。

2点目といたしまして、関係機関によるアセスメントの整理や見直しといった機会がないなど、児童相談所に関係機関との協働関係を構築するという動きが希薄であったという点でございます。

3点目といたしまして、退院前に自宅に戻ってからの支援計画を立て、関係機関と共有することがなされておらず、リスクと支援ニーズに対応した支援計画の立案のタイミングが遅いという点であります。

4点目といたしまして、今回の事件は、養父の虐待疑いで通告されておりますが、本児を死亡させた養父に対するアセスメントが不十分であるという点であります。

以上の課題を踏まえまして、五つのご提言をいただいております。

一つ目の提言でございますが、関係機関との協働という視点からの介入、支援経過の見直しであります。家庭復帰時には、個別の情報収集だけではなく、関係機関との合同会議を行うことを原則とすること、虐待対応の原則的な考え方や支援過程などを明確化した関係機関で共有できる文書、アセスメントツールの作成などがあります。

二つ目の提言は、在宅支援の強化と地域資源の整備であります。現在、在宅支援に対応するための地域資源が不十分であることから、地域拠点の整備、関係機関が協働するための制度的な枠組みの構築などがございます。

三つ目の提言は、児童相談所における専門性の向上でございます。児童虐待への対応は高度な専門性を要求されますことから、特に系統的な研修カリキュラムを実施できる体制を構築するほか、専門性を蓄積できる人事体制や監督、指導を行える中堅職員の育成と配置などがあります。

四つ目の提言は、札幌市における子育て支援体制の強化であります。児童虐待の予防的な観点から子育て支援体制を強化する必要があるとしており、母子保健の観点からは予防の中核となる保健センターにおける適切な役割分担、保健師の適正配置などがあります。また、保育の観点からは保育施設の危機感がしかるべき機関につながる仕組みの構築などがあります。

最後の五つ目の提言は、（仮称）児童相談体制強化プランとの連動であります。現在、札幌市では、児童相談体制の強化に向けましてプラン策定の議論を進めておりますが、この報告書の提言に基づく今後の検討につきましては、こうした動きと連動することが望ましいとされております。

検証報告書の内容説明は以上でございますが、札幌市といたしましては、今回の提言を重く受けとめており、このような事件が起きないように取組を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

この8年の中で、この検証報告書は三つ目になります。大体3年に1回か4年に1回こういう事件が発生して報告書をつくってきました。今回その取りまとめをなさった副会長の松本先生に最初にご意見を頂戴します。

○松本副会長 具体的なことについては、今、課長からご説明があったとおりですので、それについては繰り返しません。今、金子会長からお話がありましたが、金子会長が中心になって取りまとめられた前の2回の報告書、あるいは、そこには私も加わっておりましたが、あわせて3回目です。やはり、この3回出たものをきちんと全体として総括するということが必要ではないかと考えております。1回出て、それで何か対応しておしまいというだけではなく、1回目から2回目、3回目、それぞれ何が問題になっていたのかということをもう一度振り返る形でまとめてみるのが重要かと思っております。特に関係機

関との連携であるとか、合同で会議を持つであるとか、専門性を高めていくための取組であるということは、1回目、2回目、常に強調されていた点かと思っておりますので、その点を中心に一定の1回目の報告、2回目の報告を受けての進捗はあるということを理解しておりますが、もう一度、振り返ってみるということが必要だと考えております。

これは、一つに、児童相談所の問題ではなく、札幌市全体として専門性を持った職員をどう育てていくのか、そうした職員が中核になって力量を発揮していけるような体制をどうつくっていくのかということとも深くかかわっていると認識しております。

以上です。

○金子会長 どうもありがとうございました。

最初に申し上げましたように、合計特殊出生率では、東京都に次いで札幌市は低いところがございます、その中で生まれた子どもがこういう形で亡くなるというのは、まことにやり切れない、つらいものがございますので、皆様方もこの問題について引き続きご関心をお持ちになって、いろいろなご意見をいただきたいと思っております。

それでは、ただいまの事務局側からの検証報告書の概要につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお出してください。

柴田委員、お願いします。

○柴田委員 委員の柴田でございます。

私は、学童保育の関係でして、これの専門ではないのですが、第3期のところで保健センターが継続支援再開を決定したが、連絡がつかずとございますね。普通でしたら、例えば保育園に入所していたら、3日か4日、無断で休んだら連絡しますね。連絡するだけでなく、多分、自宅にも行くと思うのです。学童の場合もそうです。無断欠席が1日でもあったら連絡がとれない場合は自宅に行くのですが、この連絡がつかずというところは、電話連絡なのか、家に行って鍵がかかっていたのか、今、金子会長もおっしゃったように、少子化の中で幼い命が奪われるのは、札幌市でこれで3回目ですか。三、四年に1回ぐらいで、胸がふさぐ思いなのです。今後、これは絶対に阻止したいと思うので、私の疑問にお答えいただきたいと思っております。

○金子会長 いかがでしょうか。

○事務局（柏原子ども企画課長） 子ども企画課からお答えをさせていただきますが、今日、当事者は出席しておりませんので、ヒアリングの範囲内でということになります。

おっしゃるとおり、今となつては、実際に家庭訪問等をすべきということでございますけれども、この事案に関しましては、携帯電話等に何度か電話をしたけれども、実母からの応答がなかったということでした。当然、そのような対応については、昨年的事件を受けて、区なり全体としては情報共有の、特にスピードアップのあり方とか訪問のあり方については少しずつ改良していると聞いておりますので、まずは、そういう対応を優先させてまいりたいということでございます。

○金子会長 ありがとうございます。

○松本副会長 検証の場で議論になったことを若干ご紹介いたします。

保健師さんは電話で連絡されているのですが、このケースではご訪問はしていません。一般的に人手がない中で、忙しい中で、訪問するという事について積極的に行うことは難しくなっているということもあるように聞いております。ここからは個人的な考えですが、電話連絡がつかない世帯こそ、訪問できるような体制をきちんととっていくということです。あるいは、地域で訪問するというのが保健師活動の一つのベースにあるべきだと思いますので、原点をもう一度、確認していただければと考えております。

○金子会長 過去2回の報告書に携わった経験で言うと、訪問しても玄関のドアを開けてくれないとか、居留守を使うとか、そういうこともあるのです。ですから、家庭の中に行政が入り込むということ自体に大変な困難さがあります。人手不足というのは児童相談所には慢性的にありますので、そういうこととあわせて、電話という手段についつい頼ってしまうこともあるのだらうと思いますが、今おっしゃったようなことは、当然、皆様方もご認識されているということだらうと思います。

松本（直）委員、お願いします。

○松本（直）委員 松本です。よろしく願いいたします。

主治医は本児と実母と面談していると思うのですが、この主治医というのは本児の主治医ですね。お母さんとお父さんと児童相談所が面談したときに精神科の先生の立ち合いはあったのかという質問です。お願いいたします。

○金子会長 児童相談所からお願いします。

○事務局（山本相談判定二課長） 児童相談所相談判定二課長の山本でございます。

私から質問にお答えさせていただきます。

主治医というのは、本児が入院したときの主治医でございます。

実母と実父とお会いしたときに、特に精神科医の立ち合い等は求めてはおりません。通常、虐待の通告があって、お父さん、お母さんからお話を聞く際には、まず、お父さん、お母さんそれぞれからお話を伺いまして、まれにお父さん、お母さんが精神科に受診中であるというときに同意が得られて、精神科の主治医がいればお話を伺うことはありますが、今回の事案についてお父さん、お母さんからお話を聞くときには、精神科医師の立ち合いはございませんでした。

○松本（直）委員 以前、精神科にかかっていなければ精神科のお医者様が出てくることはないということですか。

○事務局（山本相談判定二課長） 通常はございません。

○松本（直）委員 児童相談所の方がどれだけお父さん、お母さんと会っていろいろなことがわかるのかというのは私にはちょっとわからないのですが、そういった場に医師、専門家を立ち合わせることは大事だと思うのです。一般の方ではわからないところに気づけるといところから、お父さん、お母さんのケアも必要になってくると思うので、通報があった時点で医療と警察と動いていってほしいというのが私の意見ですが、今後、そのよ

うに取り組んでいくことはできますか。

○事務局（山本相談判定二課長） 最初の通告があったときの調査の段階で、松本（直）委員のおっしゃるとおりご心配な点はあるかと思いますが、立ち会いは必要に応じてということになると思います。全てのケースについて直ちに精神科のドクターを入れてというのはケース・バイ・ケースになりますので、そういう必要性も含めて、今後、考えていきたいと思います。

○金子会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにございませんか。

下村委員、お願いします。

○下村委員 私は、民生児童委員協議会で主任児童委員をやらせていただいております。札幌市の中で200人ほど各地区に20人、30人ぐらいの主任児童委員がおります。主任児童委員というのは、虐待防止とか、親御さんたちの孤立化を何とか防ぐために子育てサロンを開いたりしております。そして、こういうものがあつた場合は、家庭訪問を必ずやっております。私たちは、保育所とも結びついておりますし、保健センターの保健師さんとも結びついております。もし保育所からそういう要望があれば、私どもが入りまして、行政ではできない家庭訪問や、夜遅くとか、朝早くということが出来ますので、ぜひ私どもを活用なさってくださいませようにしていただきたいと思いますと思っております。

○金子会長 どうもありがとうございます。貴重なご意見だと思います。

ほかにございませんでしょうか。

富岡委員、お願いします。

○富岡委員 富岡です。よろしく申し上げます。

今のお話の続きですが、私も、保育園を活用していただきたいという話をいろいろなところで何度も何度もさせていただいています。うちの保育園でも、今、この案件と同じような状況が重なっている子がいます。電話をかけてももちろん出ないとか、あまり会いたがらないとか、お母さんが精神疾患であるとか、いろいろな事情で本当に孤立化にどんどん向かっていくような家庭があります。そこをいろいろな事情で電話をかけても出ないんだよね、玄関まで行っても出ないんだよねということで、最後は死に至るということは、このケースの報告を読んでも、全く予想できなくはないと思います。

それプラス、このお子さんはちょっと弱さがあるお子さんなのかなと思います。お父さんが感じるころでは、すごく育てづらい状況で、どうしても怒ってしまうというか、すごく育てにくいお子さんだったのだろうということが予想できますが、私のところにも同じようなケースで今年卒園してしまう子がいます。そうなった場合に、保育園に入っていた場合は見守りができるけれども、学校に行った場合に、そういうご家庭だということが予想できて、もうきれいごとを言っていられないので、何とか児童デイサービスでそのお父さんとお子さん会う時間を極力短くしてあげることでこの子への虐待の予防につながるのではないかと考えています。

ただ、児童デイサービスはすごく利用しづらい状態で、小さいうちから入っていないとなかなか見てもらえない状況があるので、情報を共有して、危ないようなご家庭の子は、極力、保育園に入りやすくするとか、児童デイサービスも利用しやすくするとか、点数で一律に決められるのではなく、プラスアルファで皆さんで情報を共有して、なるべくそのお子さんが生きていきやすい状況をつくっていくことを枠外で考えていかなければ、こういう事故が続いてしまうと思いますし、本当に死に至らないにしても心に傷を残すケースがすごく増えていくのではないかと思うのです。児童相談所のせいばかりするのではなく、いろいろな社会の資源を使って、より使いやすいというところを枠外でいろいろ考えていくことが非常に急務ではないかと感じています。

○金子会長 ありがとうございます。

全く同感でございます。

それでは、この検証報告書については、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子会長 どうもありがとうございます。

それでは、これに直結します議事(3)の札幌市児童相談体制強化プランについて説明をいただきたいのですが、最後にもう一度、この取りまとめをいただいた松本副会長にお願いします。

○松本副会長 その後も私はたまにこのことをずっと振り返っておりましての感想ですが、今、富岡委員がおっしゃったことも含めて、我々がこういう子育てが困難な家庭を見るときに、どうしてもお母さんのことに注目しがちなのです。お父さんの話を聞くとか、父親側のいろいろな困難を知るとか、そこに手当をするということはどうしても関心の第2になってしまうのです。今回の事案もそうでした、検証していて、お母さんのことはいろいろな関係者の方から情報が出てくるのですが、お父さんがどういう人だったのかということとは、お母さんに比べると情報量が少ないとか、わからないという状況でした。検証委員も、私も含めて、その関心がどうしても後手に回りがちであるということを思いました。

したがって、事案についてということではないですが、子ども・子育てを考えるときに、母親のコンディションだけに注目をするのではなく、我々はそういうふうに引っ張られがちだということを心にとめて、父親のことについてももう少し関心を払う、あるいは話を聞くということも全体的に行っていく必要があるということを考えておりましたので、補足させていただきます。

○金子会長 ありがとうございます。

この問題は、男女共同参画という枠でも今後ますます強化をしていただきたいと思います。

それでは、議事(3)に移らせていただきます。ご説明をよろしくお願いします。

○事務局(竹田地域連携課長) 児童相談所地域連携課長の竹田でございます。

それでは、資料4の(仮称)札幌市児童相談体制強化プランの取組項目案についてご説

明いたします。

強化プランにつきましては、1月の子ども・子育て会議におきまして、児童福祉部会で議論していくことについてご了承いただきまして、今年度中の策定を目指して検討しているところでございます。

本日は、この議論の途中経過のご報告をさせていただきます。

強化プランの検討に当たりましては、これまでに児童福祉部会におきまして複数回の議論を重ねてきておりますほか、児童養護施設の関係者や保育所、学校、警察等の関係機関からもヒアリングを行っております。また、先進都市の視察等も行ったところがございます。また、先ほど報告にありました手稲区虐待死亡事例の検証後の対応も踏まえながら現状と課題を確認しまして、課題解決のための取り組むべき方向性を検討しているものでございます。

なお、資料ですが、現在までの児童福祉部会でご議論をいただいております内容と部会からいただいているご意見を整理して作成したものでございますので、今後の議論等によって素案作成の過程でまた内容が修正される可能性がありますことをご承知おきください。

それでは、資料の構成ですが、左側に児童相談体制に関する現状と課題を記載しており、右側に課題解決に向けた取組を、また、下に今後のスケジュールを記載しております。

それではまず、左側の現状と課題についてでございますが、大きく4項目に分類しており、アセスメントと情報共有、地域資源、相談支援体制、社会的養護としております。

まず、アセスメントと情報共有についてですが、相談件数や虐待通告の増加に対して迅速かつ的確に対応するためには、児童相談所と地域の関係機関が共通認識を持って対応できるよう、アセスメントの共有や定期的なアセスメントの実施が必要としております。

次に、地域資源についてですが、ハイリスクケースへの見守り手段が限定されていることから、有効な見守り手段の整備が必要としております。

次に、相談支援体制についてですが、相談の増加等に対応するためには、児童相談所のハード面の整備に加え、地域の関係機関との連携役割分担が必要としております。また、児童相談所の専門性をより高めるため医師職や弁護士の配置等についても記載しております。

次に、社会的養護についてですが、地域に偏りなく受け皿を整備していくことや、里親支援の充実、施設入所児童等への支援を挙げております。

これら課題に対する取組として右側に記載しておりますが、大きく五つに分類しております。

地域の相談支援力の強化、専門性の強化、相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築、地域資源の整備、そして、地域支援の充実と社会的養護体制の強化でございます。

まず、一番上の地域の相談支援力の強化についてでございますが、ここが今回のプランで一番重要な部分としておりますけれども、具体的な取組としまして、新たなアセスメントツールの開発を挙げております。これは、児童相談所だけではなく、関係機関も共通認

識を持てるよう、相談支援の指標を開発するとともに、相談支援の流れも明らかにすることを想定しているものでございます。

そして、取組の②にありますように、そのアセスメントツールを活用し、関係機関との合同研修を実施することで、児童相談所を含めた地域全体の相談支援力の向上を目指すものでございます。

続いて、専門性の強化についてでございますが、新たなアセスメントツールを運用するに当たっては、児童相談所や各区の家庭児童相談室が中心的な役割を担うことになることから、その専門性を強化するため、児童相談所への医師職等の専門職の配置や、児童相談所関係職員のスキルアップ研修の充実、そして、各区家庭児童相談室への児童福祉司の配置を挙げております。

続きまして、相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築です。

新たなアセスメントツールを効果的に運用し、増加する相談に対応していくため、児童相談所と各区家庭児童相談室の役割分担を整理するとともに、地域の相談支援力を高めるためにも児童家庭支援センターとの連携強化を挙げております。さらに、地域を強力にバックアップしていくために、第二児童相談所の設置に向けて調整することとしております。

ここまでは、大きく言いますと相談体制の整備ということになりますが、続いては地域資源の整備等になります。

先ほど、児童家庭支援センターとの連携強化をご説明しましたが、よりケース支援で連携するためにも、新たな児童家庭支援センターの整備を進めることを挙げております。さらに、児童相談所に虐待通告等があったケースで、一時保護に至らないけれども、地域での見守りが必要と判断されるケースに対して、より具体的な見守りを行っていくため、現在、横浜市や名古屋市で実施されております養育支援ヘルパーの派遣を参考に、同様の事業を行うとともに、ハイリスクの在宅のケースが地域でカウンセリング等を受けられるような受け皿として通所先の充実を図ることを挙げております。

続いて、地域支援の充実と社会的養護体制の強化でございます。

社会的養護の受け皿の偏りを解消することを目指し、資源の少ない地域での新規の里親開拓を進めるとともに、里親支援を推進することを挙げております。また、施設入所児童等の支援として、就労等への支援を継続するとともに、児童が社会的自立に至るまで継続的に支援する社会資源と制度的枠組みを検討、整備すること、さらには、在宅児童等の支援のあり方についても、より有効なあり方を検討することを挙げております。

以上、地域整備等の取組項目として検討しているところでございます。

最後に、これらの取組につきまして、資料の下にプラン策定後の想定スケジュールを記載しておりますが、想定としましては、平成29年度にはアセスメントツールの開発や専門職の配置、関係機関との役割分担、養育支援ヘルパーの調整等を行いまして、平成30年度に在宅児童等の支援のあり方検討や、里親支援機関の整備、さらに平成31年度には、第二児童相談所の基本計画の策定などを想定しているところでございます。

プランの現状の説明は以上でございますが、引き続き、児童福祉部会でご議論をいただきながら、今後、素案の作成を行いまして、年明けにはプランの案をお示ししたいと考えております。

説明は以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

これは、報告事項でございますが、この段階でご意見、ご質問、ご要望その他がございましたらお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員 委員の齋藤です。よろしく申し上げます。

先ほどから続く話で、ここで一旦、意見をさせていただきたいのですが、支援の体制の強化プランとか、専門性を高めるとか、スーパーバイズしていくというのは、管理する側の強化プランとしてはすごくすてきなものだと思っています。ただ、私がいつも不安に思うのは、このように会議等で話し合ったり、部で連携をして問題を提起して、このようにしていこうとなったときに、どの方がどのように実践していくのかと、実際に子どもを育てている身として、また子育てに不安を抱えるお母さんのお話を聞いていて、いつも思うのです。相談をしたいと思っても、顔も見知らぬ人に家庭のことや子どものことを洗いざらい相談するというのはとてもハードルの高いことです。

先ほど、下村委員が民生児童委員を活用してくださいとおっしゃったのですが、何か問題がある、この家は児童虐待の疑いがある、貧困が激しいのではないかと市の方が問題を把握してから出向くというのでは、相談する側もなかなか手をつかみにくいところがあると思うのです。ですから、実践部隊が特別なときだけ動いていくのではなくて、常に動いている人たちをどれだけ増やせるかだと思うのです。地域のこともそうですが、町内会などと連携したり、いつも生活に密着している人、気軽に相談しやすい人をどれだけ地域で増やしていくのかということもお話し合いをしてほしいと思っています。

例えば、保健師が新生児のところを訪問した後は民生児童委員にバトンタッチしていつて継続的にやれるとか、何回も顔を見ている方であれば、「そういえば、この間」というふうに話せることも多いと思うので、そういう実践者を増やす方向でも話し合いをしてほしいと思っています。

○金子会長 特に回答はよろしいですね。

ほかにございませんか。

柴田委員、お願いします。

○柴田委員 委員の柴田でございます。

全くそのとおりで、すごくプランはいいし、高度な専門性を求めるのも全くそのとおりですが、いわゆる9時から17時という行政時間がございます。その後の17時から明け方の8時までは、公的ということでは言えば全く断ち切られてしまいます。ですから、下村委員のおっしゃるとおりで、行政機関と民間が手をつないでやっていかなければ、いつ

までもこういう問題が起きると思います。専門性も確かに大事ですが、それよりも、人ごとではなく、自分のことのように考えられる人です。誰も味方がいない中で、あの幼い4歳の子どもの顔を思い浮かべられるかということに思い至るとするのは、専門性以前の人間性の問題ではないかと思うのです。そういう子どもたちのために思いをいたす人たちが、行政の末端と地域の方たちと結びついてやっていかなければ、どんなにいいプランを立てたとしても、仏つくって魂入れずで、その中に魂を入れていくのはそこで働く人たちです。そのところをぜひご留意いただいて、二度とこういう悲惨なことがないようにお願いしたいと思います。

○金子会長 私が言うのも変ですが、例えば相談業務については、電話ですけれども、365日24時間体制でおやりになっている事実があります。それから、毎年1万4,000人の赤ちゃんが生まれて、10歳までで考えると14万人いるわけです。その14万人の方のお家にどれだけの職員がいれば十分な訪問あるいは顔なじみになるかということも含めると、これはこれでまた別の問題が出てくると私は思うのです。10万人に対してどこまでのケアができるかということが問題になると思うのです。確率といっても、わかりませんからね。

○柴田委員 起こる問題に対しては具体的に対処していかなければならないと思うのです。ですから、プロであるならば、このお宅は危険である、このお宅は大丈夫だというように取捨選択していけば、全部が全部を救えるまでいなくても、少なくとも何割かは救えるケースだったのではなかろうかと私は思います。

○金子会長 それはそうですが、勝手にあそこは危ないということも言いづらい面があるのだらうと思うのです。人権問題という観点からするとですね。

○柴田委員 でも、失われる子ども人権はどうなるのですか。

○金子会長 もちろん、そこが一番大事なのですけれども。

○柴田委員 私はそこだと思いますよ。

○金子会長 そうなのですが、勝手にラベリングするわけにもいかないという限界が家庭の問題の中にはあるので、そのあたりを無理にでもやるというふうになかなかかなりにくいところがあります。

○柴田委員 そこをつなげるのが民間の方たちで、安心して心を開いた人にはドアも開くのです。現実には、民生児童委員の方も、学校心理士の方も、そういうことで本当につながって救えるケースは私もたくさん知っています。皆さん、一生懸命なさっているのはわかるのですが、現実には先ほどおっしゃった3回目の報告であるということもすごく心が痛むことです。

○金子会長 もちろん、それが一番大事です。

○柴田委員 よりよい方向でということですね。

○金子会長 そういうことだと思います。

○松本副会長 今のご意見とかかわって、この相談体制プランは、基本的には市の相談業

務の強化のプランなのです。恐らく大事なことは、児童相談所だけの問題にしないで、もう少し全体の問題にしていくという観点でプランを考える、あるいは運用するということが大事だと思います。

もう一点は、齋藤委員がおっしゃったことと絡んで、特に日本の場合は、子どもや子育て中の親が何かあるかないかは別にして、会いに行く、あるいは通っているところは結構多いのです。保育所、幼稚園、母子保健のところも基本的にはみんなに会うということをしています。ここをどういうふうにしきちんと整備していくかということの基本をおかないとまずいと思います。そういう意味での専門性だと私は理解しております。

例えば、母子保健であるとか、保育所を強化するとか、そこの仕事がきちんとできるようにしていくというのは、新たなことをしていくというふうになりにくいので、ここは出てきにくいですが、そういうことがないと相談体制そのものにはほころびが出るだろうということを個人的には痛感しております。

もう一つは、そういうところにつながりにくいところをどうするかです。そこは、普遍的な制度を一般で期待するだけではない、もう少し介入的な相談と支援が必要だと思いますので、そこの整理をどうするかということが、特に子ども虐待の予防ということに関しては一番大事な問題ではないかと思っています。

ただ、一般の人には、何かあるかないかは別にして、きちんと子どもと親が誰かに支えられているという仕組みをどうつくるかということが全体の基本だという認識を外すと、おかしいことになってくるのだらうと思います。

今、児童福祉部会でこの議論をしておりますので、そのことはきちんと頭に入れて、心にとめて今後の議論を進めていきたいと思っています。ご意見をありがとうございました。

○金子会長 ありがとうございます。

岡田委員、お願いします。

○岡田委員 このプランの中にも関係機関の連携という言葉がいっぱい出てくるのですが、縦割りではなくて、関係するいろいろな部署や機関の人たちの横のつながりで一つの家庭を見守ったり支えていくということが必要だということは、この資料を見ただけでもたくさん出てきます。その中に、今出てきた児童相談所とか保育所とか行政という中に、下村委員がおっしゃった主任児童委員の方たちとか、サロンですね。札幌市では広場とサロンがたくさんやられている、私たちもやっていますが、そういう親子が集まってくるような場所や、民間ではありますが、居宅訪問でお家の中に入って行って支援している中で、実はたくさんの方の不安の芽みたいなものを垣間見ることがたくさんあります。そういったときに、自分たちだけで抱え切れないところをどことつなげてどうやってそこの家庭を支えていったらいいのかというのは、実は民間の中ではいつも課題になっています。

ですから、こことここがこのようにつながってというはっきりとした図式はなくても、顔の見える横のつながりがたくさんできて、いろいろな方向からおやっとなつくと気がつくところがあると、悲しい事件を防ぐことができる一つの方法にはなると感じています。

行政と民間の連携ということだけではなく、そういう壁を取っ払って、みんなが互いに細い糸でもいいからつながり合えば、そういうことを防いでいけると考えています。

意見なので、回答はよろしいです。

○品川委員 品川です。

皆さんの話の繰り返しになるかもしれませんが、この児童相談所の体制強化プランというのは全く異論はないですが、やはり、皆さんから出たように、今、必要なのは連携に対する強化プランで、子育て支援連携強化プランみたいなものがあるとすごくいいと皆さんも思われると思います。

具体的にどの地域にどういう社会資源があって、どうつながっていくのか、私も今回の検証に参加させていただいて、いろいろな部署はそれぞれ一生懸命やっていると本当に実感していますが、これがどうつながればよかったのかというのがとても大きな課題でしたし、多分、活動していらっしゃる皆さんも、日常、感じていらっしゃると思うので、そういうつながりを、視覚的にも、また実際に進めていけるような何かをぜひ検討していただけたらと思います。

要望です。

○金子会長 ありがとうございます。

それでは、強化プランのほうはよろしく願いいたします。

引き続きまして、児童虐待にも関係が深いと言われております貧困の問題です。子ども貧困対策計画について説明をいただきます。よろしくお願ひします。

○事務局（渡辺子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の渡辺でございます。

私から、（仮称）子ども貧困対策計画策定に係る実態調査についてご説明いたします。資料5-1をご覧ください。

まず、1の概要についてでございますが、以前の会議でもご説明いたしましたとおり、来年度、平成29年度に予定しております子ども貧困対策計画の策定に向け、本市の子ども・若者の生活実態を把握するための調査として、これまで調査の方法や内容について、児童福祉部会での審議等をいただいております。

今後のスケジュールとしましては、本日の会議を経まして、調査票の内容等を確定し、10月から11月にかけて市民アンケートを実施する予定でございます。

調査結果につきましては、1月に児童福祉部会等で報告し、3月には計画案の骨子を策定する予定でございます。

実態調査の概要につきましては、2の表のとおりとなっております。

ただいま申し上げた市民アンケートにつきましては、子どもやその世帯の家庭の生活、教育、就労等に関する実態を把握するため、2の下の別表の内容で実施する予定でございます。まず、対象とする子どもの年齢につきましては、子どもの成長、発達の段階により子ども本人や家庭生活の状況なども大きく異なることから、年齢段階に応じた質問をしながら実態を把握することとし、具体的には、就学前は2歳児と5歳児、学齢期では小学校

2年生、5年生、中学校2年生、高校2年生、また、若者に当たる年齢として20歳と24歳を考えております。

調査票の配付、回収の方法としましては、2歳児と20歳、24歳については、郵送による回答とウェブによる回答を併用するほか、5歳児や小学校、中学校、高校生につきましては、幼稚園や保育園、学校を通じての配付、回収をお願いし、できる限り回収率が上がるような方法を考えております。

調査票は、2歳児から高校2年生までは保護者が記入するほか、小学校5年生から24歳までは子どもまたは若者本人が記入することとし、それぞれの年齢で回収した調査票の中で最終的には低所得層のサンプル数が100以上になるように配付数を設定しております。具体的に申し上げますと、2の別表をご覧くださいますと、5歳児から高校2年生までは、それぞれの年齢で全市で1,500世帯に調査票を配付いたします。これらは、保育所、幼稚園、学校を通じて配付、回収をしていただきますので、回収率が70%程度を見込めるのではないかと考えております。配付数1,500に対して回収率が70%となりますと、1,000世帯を超える世帯から回答が得られるものと考えております。子どもの貧困率は、国が示している数字では16.3%でございますが、仮に子どもの貧困率を15%といたしますと、回収した1,000件のうち、150世帯が貧困層からの回収が得られると考えております。したがって、低所得層のサンプル数が100以上になるということが達成できると考えております。

なお、学校等を通しての配付、回収の際には、保護者、子どもそれぞれが別々に調査票を封筒に入れて封をし、その2通の封筒を一つの封筒にまとめて封をして提出し、受け取った学校等でも開封をすることなく取りまとめて提出していただく方法を考えております。

そのほか、調査票は無記名とし、個人の特定もせず、プライバシーに配慮した調査としていきたいと考えております。

上の表に戻っていただきまして、実態調査全体としましては、市民アンケートのほか、支援者ヒアリングとして支援を必要とする子どもや家庭に対して支援を行っている関係機関や団体への聞き取り調査を行うとともに、奨学金を受けている方や児童養護施設に入所している方等の生活状況や意見を直接把握する座談会も予定しております。

なお、支援者ヒアリングのヒアリング先としては、4に記載のとおり予定をしており、順次、実施しているところでございます。

それでは、3の市民アンケート調査項目についてご説明をいたします。

実際に配付、回収を行う調査票は年齢区分に応じて7種類に分かれておりますが、質問の作成に当たりましては、児童福祉部会の検討ワーキンググループの委員の方々を中心に検討を進めさせていただいてきたところでございます。

まず、調査票では、どのような考え方でこのような質問をしていくのかについて全体のイメージをご覧ください。次の資料5-1の別紙1をご覧ください。

初めに、この市民アンケート調査票の題名ですが、広く子ども・若者の生活の状況や困

難さなどを把握するための調査として、「子ども・若者の生活実態調査」という名称を考
えております。

質問の考え方としては、まず、①にありますように、家庭内の関わりを含め、保護者と
子どもをめぐる生活の状況、困難さを把握するため、教育や健康、所得、相談先、将来な
どの質問を想定しております。それぞれの質問票は、対象年齢に合わせて具体的な質問内
容を変えながら作成いたします。

次に、②にありますように、保護者や子どもが必要に応じて活用できるような家庭の外
からの支援を社会的資源として捉え、行政、学校、地域などから提供される相談先や居場
所、支援の種類や量についての質問を想定しております。

さらに、③にありますように、保護者や子どもがそうした社会資源を必要なときに利用
しやすい状況にあるか、必要な支援を受けられているかを把握するため、社会的資源に関
する情報の入手方法や利用の経験、利用しない理由などに関する質問を想定しております。

このような考え方にに基づき調査を行っていく予定ですが、調査項目を整理したものとし
て、次の資料5-1の別紙2に調査票の種類ごとに一覧として掲載しております。

この一覧では、7種類となる調査票のうち主だったものとして、2歳児、5歳児の保護
者用、小学校5年生、中学校2年生の保護者用、小学校5年生、中学校2年生の子ども用、
20歳、24歳の若者用、この4種類の項目を中心に掲載しております。ほかの調査票で
も、年齢区分に応じた若干の変更はありますが、基本的には同じ構成となっております。

私からの説明は以上となります。

○金子会長 ありがとうございます。

貧困の調査を細かく対象を分けて計画されているということでございます。調査票の中
身も含めて、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

調査結果は1月には少しはわかるということで理解してよろしいですね。

品川委員、お願いします。

○品川委員 調査票の内容ですが、貧困調査ということなので、詳細にはあるのかもしれ
ないのですが、現在の暮らしの家計の経済状況の自己評価は入るのでしょうか。どの程度
苦しいとか、同じ年収であっても、家庭によっては近隣に親がいるところで生活してい
ける人とそうでない家庭との差もあると思うのですが、もし検討の余地があればそこも検
討いただければと思います。

○松本副会長 今の点について、最初は自己評価を入れていたのですが、調査票全体をス
リムにしていく過程で抜きました。というのは、自己評価は、所得そのものを聞いてい
て、家庭の人数も聞いているので、貧困線との関係で割合が出るのです。自己評価を聞くとき
は、所得をそのまま把握できないときにその代理指標として使うことが多いので、むしろ
ストレートに所得階層で分析ができるという理由です。

おっしゃるように、自己評価もあったほうがいい面もあるのですが、調査票自体が10
ページを超えるぐらいになるので、なるべく一度つくったものから切っていく過程の中で、

代理指標として使われることが多いので、そこは抜いた経過があります。おっしゃっている意味はわかります。

○金子会長 同感です。

ほかにございませんか。

調査票ですから技術的になっていますが、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、この件につきましてはよろしいということで、次に行かせていただきます。

各部会の決議状況についてです。条例第9条第6項の規定に基づき各部会で決議を行うこととした審議事項について、その状況を事務局より報告していただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（渡邊保育推進担当課長） それでは認可・確認部会の決議状況につきまして、資料6に基づきまして簡単にご説明させていただきます。

事務局を担っております保育推進担当課の渡邊でございます。

平成27年度の認可・確認部会の決議状況ですが、資料にございますとおり、合計3回の部会を開催いたしました。年間を通じまして、幼保連携型認定こども園12件、保育所17件、地域型保育事業20件の認可等をこの部会において決議いただいております。また、給付の対象となることを確認するための18件の利用定員の設定も行っております。

簡単ではございますが、認可・確認部会の決議状況でございます。

以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、最後の項目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局（田中施設運営課長） 施設運営課長の田中でございます。

資料が当日配付になりまして申しわけございません。直近まで検討を続けていたという事情がございまして、何とぞご了承願いたいと思います。

本年1月に開催されました平成27年度第2回の会議でお伝えしておりましたが、いわゆる保育士配置の規制緩和措置についてでございます。その検討状況についてご報告をいたします。

国は、全国的に保育士の確保が困難になっている現況への緊急的、時限的な対応として、保育士以外の者が保育に従事できるようお手元の資料の1にありますような規制緩和措置を可能とする省令改正を行い、本年4月1日から適用されております。この省令改正により、各自治体はその実情を踏まえて判断し、保育士の配置基準等を定める条例を改正することにより、規制緩和措置をとることが可能となったところでございます。

札幌市におきましては、これまで札幌圏における保育士の有効求人倍率の状況、あるいは

は事業者団体からの意見等を踏まえて慎重に検討してきたところでございます。

結論といたしましては、資料の2にありますとおり、現時点においては、条例改正をせず、現状の配置基準を維持することが適当と判断するに至ったところでございます。

理由といたしましては、保育士の配置基準という保育のまさに根本にかかわる事柄でありますことから、首都圏等のような保育士不足がより切迫した状況であればともかく、札幌市の現状においては、現時点で緩和措置を実施すべき状況にないと判断したところでございます。

なお、事業者向けに実施したアンケート調査の結果も緩和に反対する事業者が過半数に上り、反対する理由として、そのほとんどの事業者が保育の質の低下への懸念を指摘する結果となっております。

札幌市といたしましては、資料の札幌市の現状の3点目にありますように、年末までに開設予定の保育士・保育所支援センターや、昨日公表されました予算の補正による事業等を推進しまして、保育士の負担軽減、就業継続支援等により、必要とされる保育士の確保に努めるとともに、保育士の確保状況についても引き続き注視していく考えでございます。

私からの報告は以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

当日資料なので、今ご覧になった委員の方ばかりだと思っておりますが、これに関しましてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

松本（直）委員、お願いします。

○松本（直）委員 松本です。

保育士の負担軽減や就業継続支援など、いろいろなことを検討しているということですが、それプラスお給料の面の検討は入っているのでしょうか。

○金子会長 報酬の面でございますが、いかがでしょうか。

○事務局（渡邊保育推進担当課長） 保育士の処遇の改善についてでございますが、札幌市といたしましては、保育士の処遇につきましては、国の施策による全国均一の処遇の改善が必要であるとまずは考えてございます。国においては、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度のもとで処遇改善等加算という制度が恒久的な制度として位置づけられてスタートしております。国の今の動きを見ますと、引き続き29年度も含めて処遇の改善が図られるということを既に公表しているところで、まずはその推移を見てまいりたいと考えてございます。

○金子会長 松本（直）委員、よろしいですか。

○松本（直）委員 今、保育士は専門学校だったり、4年制の大学を出ている方もいらっしゃるのです。民間と比べると本当に4年制の大学を出ている子たちは、すごくお給料が低いと感じてしまうところがあって、そういうことも継続できない理由としてあると思うので、厳しいとは思いますが、ぜひ検討をしていただきたいというのが率直な感想です。

○事務局（渡邊保育推進担当課長） 今、学生さんが学校を卒業しても給与が非常に低いというお話がありました。昨日公表いたしました補正予算によりまして、こちらの資料にもあります就学資金の貸し付け等も始めたいと思っております。これは、保育士の資格を取得して5年間継続して保育士として勤め上げれば返済を免除するというものでございます。こういったものも活用しながら、我々としても保育士の処遇といえますか、実際の生活を支援していくということを考えていきたいと思っております。

○金子会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

岡田委員、お願いします。

○岡田委員 保育士確保のための規制緩和に絡めて、全体的にここを見たときに、既存の園の定員を上乗せしようという文言が出てきていたり、今回の保育士確保のための規制緩和も加えてあって、しかも質の向上とスキルアップも求められています。

札幌市ではどうなるかわかりませんが、先日、新聞に、3歳までの子どもたちのための小規模保育所の在園児の年齢を5歳まで引き上げるという記事も出ていました。当初に発表されて、こういう目的で保育園制度をやっていきましょうという中身がどんどん変わってきていることや、保育士の配置についても緩和されていって、それについて札幌市はこのような手だてを考えていてという説明もありましたが、今、松本（直）委員がおっしゃったように報酬の問題もありますし、いろいろなことが絡み合っていて、単純に規制緩和だけの問題ではないと感じています。

保育の現場がますます厳しくなっていくのではないかと懸念も感じていますが、子どもたちが安心して安全に園での生活を送れるように、制度がいろいろ変わって振り回されることのないようにしていただけるといいなと希望しています。

意見です。

○金子会長 ありがとうございます。

保育士を実際に養成されている立場から、品川委員、何かございませんか。

○品川委員 いろいろな意味で言いにくい部分もあります。前にも話したように、大学はもちろんしっかり養成しますが、大学に入ったときには遅くて、実は中学校とか高校の進路選択で、将来、保育士や幼稚園教諭を目指したいという学生の気持ちを下げずに、そのまま進みたい道に進んでもらって力をつけて保育現場に出てもらいたいと考えています。

というのは、高校生の将来なりたい職業の中には、保育士・幼稚園教諭というのは不動でベスト3には必ず入っているのです。ただ、高校から大学、専門学校の進路選択のときにそれが下がるというのは、高校の先生と保護者の方なのだそうです。大変な職業だよ、お給料も低いよというふうにとめるようなのです。

ですから、お給料が低い、低いと言われるのは、ちゃんと事実を見てくれてうれしい反面、そればかり取り上げられると、本当はその仕事をしたいと思っている若者が、いやいや、こっちのほうがお給料がいいからとか、同じお給料だったらもっと楽な仕事があると

いうふうにはしてほしくないと思うのです。とても大切な仕事だし、意義があるいい仕事なのだとして社会全体が思ってもらえるような、そういう社会的な評価をぜひ全体でつくり上げていってほしいと思っています。

○金子会長 ありがとうございます。

大変すばらしいまとめになりました。私がまとめるよりずっとよかったです。

それでは、時間も参りましたが、全体として何かご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、長時間、どうもありがとうございました。

本日予定の議事は終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

○事務局（柏原子ども企画課長） 金子会長、ありがとうございました。

3. 閉 会

○事務局（柏原子ども企画課長） それでは、これで本日の子ども・子育て会議を終了させていただきます。

次回の会議は来年1月ごろを予定しておりますが、詳細な日程につきましては、別途、事務局よりご案内をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、まことにありがとうございました。

以 上